

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【公開番号】特開2006-4921(P2006-4921A)

【公開日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2006-001

【出願番号】特願2005-147784(P2005-147784)

【国際特許分類】

H 01 R 12/16 (2006.01)

G 02 B 6/42 (2006.01)

H 05 K 1/14 (2006.01)

【F I】

H 01 R 23/68 303 C

G 02 B 6/42 Z A B

H 05 K 1/14 H

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月23日(2007.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報を含む電気信号を変換して光ファイバーに結合する光送受信器であって、光通信信号を送受信するために外部光ファイバーと結合するようになった光ファイバーコネクタを有するハウジング(89)と、

前記ハウジング(89)内にあって、外部電気ケーブル又は情報システム装置と結合するため及び情報を含む電気通信信号を送受信するための電気コネクタインターフェース(74)、及び前記電気信号を送受信するためのリジット基板アレイ(68)を包含するリジッドプリント基板(62)と、

前記ハウジング(89)内にあって、前記リジッドプリント基板(62)に結合されるフレキシブルプリント基板(64)であって、該フレキシブルプリント基板(64)は、前記リジッド基板アレイ(68)と結合しつつ前記電気信号を前記リジッドプリント基板(62)まで送受信するためのフレキシブル基板アレイ(70)と、電気信号と該電気信号に対応した変調光信号との間で変換を行い前記光ファイバーコネクタに結合するための電気-光サブアッセンブリとを包含し、

前記リジット基板アレイ(68)とフレキシブル基板アレイ(70)の間に挟まれたインターフェースコネクタ(66)と、

前記インターフェースコネクタ(66)の反対側に配置された頂部及び底部の機械的支持部(90、92)であって、前記リジット基板アレイ(68)、前記インターフェースコネクタ(66)及び前記フレキシブル基板アレイ(70)の積み重ねが前記頂部及び底部の機械的支持部(90、92)によって締付けられ、前記前記リジッドプリント基板(62)及び前記該フレキシブルプリント基板(64)の間の連結を形成することを特徴とする光送受信器。

【請求項2】

前記インターフェースコネクタ(66)が、更に、前記リジッドプリント基板(62)と前記フレキシブルプリント基板(64)との各々の間で信号結合を行うことを特徴とする

請求項 1 に記載の光送受信器モジュール。

【請求項 3】

前記インターフェースコネクタ(66)が、対応するボルト(94)を受け入れる2つ又はそれ以上の開口(100)を含み、前記インターフェースコネクタ(66)が前記リジッドプリント基板(62)と前記フレキシブルプリント基板(64)の間に配置され、さらに前記インターフェースコネクタ(66)が頂部及び底部の機械的支持部(90、92)の間に配置されたことを特徴とする請求項1に記載の光送受信器モジュール。

【請求項 4】

前記電気-光サブアッセンブリが、前記前記フレキシブルプリント基板(64)上に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の光送受信器モジュール。